

第5章 実現に向けての方策

第1節 実現に向けての方策

第1節 実現に向けての方策

つくば市都市計画マスタープラン 2015 の実現を図るためには、市民ひとりひとりが自分たちもまちづくりに携わっているという認識が必要です。

また、行政は市民をパートナーとして、まちづくりに関する情報や技術の提供、住民のまちづくり活動への支援を行うとともに、NPO・ボランティア団体、研究・教育機関、民間企業等のまちづくりへの協力体制の確立、さらに企業における建築活動・開発行為への適切な誘導規制を図る必要があります。

市民、NPO・ボランティア団体、研究・教育機関、民間企業、そして行政の役割分担と相互の協働により、創造的かつ透明性のあるまちづくりを推進します。

1 住民主体のまちづくりへの支援等

住民参加によるまちづくりを実現するため、地域のまちづくり活動に対する支援や都市計画提案制度の活用等を推進します。

また、まちづくりの担い手である人材の育成、まちづくりに関わる情報提供、まちづくりに対する意識啓発等に取り組みます。

つくば市では、地域で行う自主的なまちづくり活動を支援するための規則、要綱等を定め、活動をサポートしています。

今後は、地域のまちづくり活動の充実を図り、地域の活性化を促進する取り組みが求められます。

(1) 地域まちづくり活動支援制度（規則及び要綱）

① つくば市地域まちづくり活動への支援に関する規則（平成 21 年 7 月施行）

市民による自発的なまちづくり活動の状況に応じて行う支援の内容や、市民が活動を行うための団体（地域まちづくりグループ、地域まちづくり推進団体等）の登録や認定など、支援制度の骨格となる事項を規則として定めています。

② つくば市まちづくり専門家派遣及び登録に関する規則（平成 22 年 2 月施行）

「つくば市地域まちづくり活動の支援に関する規則」に規定する、まちづくりアドバイザー及びコンサルタント（まちづくり専門家）を地域まちづくりグループ等へ派遣するための規定やまちづくり専門家の登録方法等について、必要な事項を規則として定めています。

③ つくば市都市計画の提案に関する要綱（平成 22 年 3 月施行）

「都市計画法第 21 条の 2」では、土地所有者等が都市計画の決定等を提案できる制度について規定しています。この提案制度について、事前相談や計画提案、その他必要な事項を要綱として定めています。

④ つくば市地域まちづくり推進団体等活動費助成要綱（平成 23 年 3 月施行）

「つくば市地域まちづくり活動への支援に関する規則」に規定する団体への活動資金の助成に関し、必要な事項を要綱として定めています。

（２）地域まちづくり活動の支援の進め方

地域での自主的なまちづくり活動や地域のルールづくり等を進めるためには、まちづくりの専門的知識を得ることや情報を集めること、また、地域での合意形成を図ることなどが必要となってきます。

市民と行政が、果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完しあいながら、連携・協力して協働によるまちづくりを進めます。

地域まちづくり支援制度では、活動の状況に応じた支援のほか、大学等の協力を得るなどの方策による支援を行います。

① まちづくりグループ等の登録と担い手育成

「つくば市地域まちづくり活動への支援に関する規則」に基づき、地域まちづくりグループ、地域のまちづくり推進団体、NPOやボランティア団体など、まちづくりに関わる様々な組織の設立を促します。また、これら組織の代表となるような、まちづくりの担い手の育成を促進します。

② まちづくりアドバイザー等の登録・派遣

市民による地域まちづくり活動を円滑に進めるため、「つくば市まちづくり専門家派遣及び登録に関する規則」に基づき、都市計画や都市再開発、建築設計等の専門家を「まちづくりアドバイザー」として登録するとともに、これらの専門家を地域まちづくりグループや地域まちづくり推進団体等へ派遣し、まちづくりに関する技術的な助言等を提供します。

③ まちづくり提案制度

まちの課題を解決し、まちの良いところを保全するためには、住民同士が守らなければならない「まちづくりのルール」をつくるのが方策の一つとなります。まちづくりルールでは、各種の協定や地区計画など、ルール化したい対象や内容の特性に応じた手法を決定することとなります。

また、このまちづくりルールを実効性のあるものにするため、「つくば市都市計画の提案に関する要綱」に基づき、地区計画等の都市計画として提案することができます。

④ まちづくりに関わる情報提供

都市計画による規制・誘導制度や都市施設等の計画や事業の実施状況等について、市ホームページを通じて市民への情報提供を行います。

都市計画の見直し案や各種計画の案等がまとまった際には、必要な情報を、適切なタイミングで市民に情報提供します。

⑤ まちづくりに対する意識啓発

少子高齢化の進展や都市間競争の激化など、都市を取り巻く環境が大きく変化する中、魅力的なまちづくりを効果的に進めるためには、市民ひとりひとりが“自分たちもまちづくりに携わっている”という認識に立ち、市民等と行政の役割分担と連携のもと、市民が主体的にまちづくり活動に取り組むことが重要です。

このため、まちづくり講座等の開催により、まちづくりに対する市民参加の必要性を啓発し、まちづくりへの意識を高めます。

2 効果的かつ効率的なまちづくりの推進

つくば市都市計画マスタープラン 2015 は、まちづくりの基本理念や目標、方針を示すものであり、今後は本計画に基づいて、分野別計画の立案や事業実施、都市計画の決定や変更を行うこととなります。

そこで、次のような取り組みにより、効果的かつ効率的にまちづくりを進めます。

(1) 持続可能な都市の実現

将来的な人口減少、都市基盤の老朽化、環境負荷の軽減など、多様化する都市の課題に対応し、持続可能な都市を実現するためには、将来の人口規模や都市規模に見合った都市構造を構築することが重要です。

そこで、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」に基づく「立地適正化計画」の策定を進め、市街地への居住誘導、都市機能の集約化と強化、都市機能へのアクセス性を高める公共交通ネットワークの充実など、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指します。

(2) まちづくり関連手法の活用

本計画の実現には、都市計画法等に基づき、市街地整備や建築物等の規制・誘導を行い、まちづくりを進めることが基本的な手法となります。

そこで、「用途地域」、「特別用途地区」、「地区計画」等による市街地形成を図るための規制・誘導方策や、「市街地再開発事業」、「土地区画整理事業」等の市街地整備事業、道路、公園及び下水道等の生活に身近な都市計画事業の推進など、各々の事業の役割と特性をふまえ、総合的に活用しながらまちづくりを進めます。

(3) 国・県等と連携したまちづくり

つくば市は、国の事業による研究学園都市の整備や茨城県の施設の立地など、国や茨城県の関わりが深い都市です。このような本市の特性を活かし、国・県等との連携を強化するとともに、市の施策への協力を積極的に要請します。

また、道路・交通ネットワークの形成のように、つくば市だけでなく、近隣自治体を含めた広域的な視点からの整備が重要な場合には、必要に応じて関連する自治体との連携・協力を図ります。

(4) 民間企業の活力を活かしたまちづくり

より良いまちづくりを進めていくうえでは、民間の活動や投資、施設等を積極的に誘導する観点が必要であるため、公的施設の整備や管理・運営、市街地における住宅供給、各種都市機能の配置等に、民間企業のノウハウや資本等を活用していきます。

また、民間企業に対して、住民主体の地域活動やまちづくりへの積極的な参画を促し、地域を活性化させる取り組みを進めます。

